

高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免申請について

成蹊大学は、文部科学省から「高等教育の修学支援新制度」の対象機関に認定されました。2021 年度入学予定者で、同制度の支援対象となる方については、以下のとおり手続きをお願いいたします。

入学手続き時の納付金（入学金・授業料等）は、入学手続要項に記載の納入期日までに、所定の金額を全額納入していただく必要があります。減免認定後の金額ではありませんので、ご注意ください。

給付型奨学金（日本学生支援機構給付奨学金）の予約採用に申込みをし、採用候補者となった方は入学後に減免相当額を還付いたします。還付を受けるためのお手続き方法については3 月下旬頃、大学 HP（キャンパスライフ→奨学金→Information→「日本学生支援機構奨学金予約採用候補者の手続きについて」）に掲載いたしますので必ずご確認ください。後期以降の授業料等の納入についての詳細は、入学後にご案内いたします。本学における支援区分別の減免額については、以下の表をご確認ください。入学金と前期授業料分の還付時期は 2021 年 6 月末を予定しています。

なお、同制度の給付型奨学金の予約採用に申し込み出来なかった方につきましては、入学後に在学採用の申請の受け付けをいたします。

【2021 年度成蹊大学における支援区分別の減免額について】

支援区分	入学金	前期授業料	後期授業料
第Ⅰ区分	200,000 円	350,000 円	350,000 円
第Ⅱ区分	133,400 円	233,400 円	233,300 円
第Ⅲ区分	66,700 円	116,700 円	116,700 円

【本件に関する問い合わせ窓口について】

入学前の諸手続について	アドミッションセンター	0422-37-3533
入学後の諸手続について	学生支援事務室（学生部）	0422-37-3539